

中央防災会議
「災害教訓の継承に関する専門調査会」
(第 11 回)

議事録

内 閣 府

中央防災会議
「災害教訓の継承に関する専門調査会」
(第11回) 議事次第

日時:平成20年2月8日(金) 10:00~12:00

場所:虎ノ門パストラル新館5階「ローレル」

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「災害教訓の継承に関する専門調査会」の概要について

(2) 小委員会における検討経過等について

(3) 報告書案について

1959 伊勢湾台風

(4) その他

3. 閉 会

○鳥巢参事官

それでは、定刻になりましたので、ただいまから中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」の第11回会合を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日は、御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

私は、内閣府で災害予防担当をしております参事官の鳥巢でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、御多用の中、伊藤座長以下10名の委員の御出席をいただいております。尾田委員、武村委員は、御都合により御欠席と御連絡をちょうだいしております。また、寒川委員は少し遅れてお見えになるというふうにお聞きしております。なお、溝上委員がまだ御到着になっていないようですが、間もなく御到着になられると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日は、1959年の「伊勢湾台風」の調査について御報告をいただくために、御担当の安田主査に御出席いただいております。また、「関東大震災第3編」の進捗状況について御報告をいただくために、御担当の室崎主査に御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それから、事務局の幹部に異動がございましたので、この場で御紹介させていただきます。まず最初に、加藤政策統括官でございます。

○加藤政策統括官

加藤です。よろしくお願いいたします。

○鳥巢参事官

次に、田口官房審議官でございます。

○田口官房審議官

田口です。よろしくお願いいたします。

○鳥巢参事官

それでは、まず議事に入ります前に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

最初に議事次第、委員名簿、座席表がございまして、その次に資料1としまして「『災害教訓の継承に関する専門調査会』について」という資料でございます。資料2が、「分科会の設置及び調査等の進捗状況について」という資料でございます。資料3が、「『1959伊勢湾台風』報告書案について」でございます。

その次に参考資料が続いておりまして、参考資料1が「専門調査会で取りまとめる災害

について」という資料でございます。参考資料 2 が、これは記者発表資料でございますけれども、「中央防災会議『災害教訓の継承に関する専門調査会』（第 10 回）議事概要について」でございます。参考資料 3 が、「中央防災会議『災害教訓の継承に関する専門調査会』（第 10 回）議事録」でございます。参考資料 4 が、「専門調査会小委員会（各分科会）の委員名簿」ございまして、最後に、分厚いものが資料 3 の別添として「1959 伊勢湾台風 報告書（案）」でございます。

そろっておりますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それから、最後でございますけれども、この議事の公開について御確認申し上げます。第 1 回の専門調査会の決定に基づきまして、本調査会の議事は公開とされておりました、中央防災会議専門調査会運営要領第 6、第 7 によりまして、専門調査会の終了後、速やかに議事要旨をつくりまして公表すること。そして、詳細な議事録につきましては、各委員にお諮りした後に、一定期間を経過した後で公表するということとされておりますので、そのように事務局において取り扱わせていただきますのでよろしく申し上げます。

それでは、以後の議事の進行につきまして、伊藤座長にお願いしたいと思います。伊藤座長、よろしくお願ひ申し上げます。

○伊藤座長

皆さん、おはようございます。お寒い中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これから御審議をお願いしたいと思います。今日が第 11 回ということになります。各分科会の調査の進捗状況について報告をしていただいて、その次に、本日の中心の議題として、1959 年の伊勢湾台風の報告書案について御議論をお願いしたいと思います。

初めに、事務局から「災害教訓の継承に関する専門調査会」の概要について、ごく簡単に結構ですから御説明いただきたいと思ひます。

○鳥巢参事官

それでは、お手元の資料 1 でごく簡単に御説明をさせていただきますと思ひます。

本専門調査会でございますけれども、1 の「設置」で書いておられますとおり、平成 15 年 5 月 29 日、中央防災会議の決定によって設置をしております。その趣旨は箱の中に書いてありますが、災害大国日本の中で、過去に経験した大規模災害につきまして、その経験を体系的に収集することによって、被災経験と教訓、国民的知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するという目的でございます。

2 を飛ばしまして、「これまでの実績等」でございますけれども、3 でございます。平成 15 年度から始まりまして、1 期 2 年を 1 つのタームとしまして、これまで 2 期行っておりまして、平成 19 年度からは 3 期ということになっております。第 1 期は 12 件ございまして、2 枚おめくりいただきますと、これまでの専門調査会の実績をリストにしており

ますけれども、第1期は1855年の安政江戸地震以降、12件の災害につきまして調査を取りまとめていただいております。2期からは少しペースが緩やかになりましたが、平成17年から2カ年度ということをごさいますして、下の第2期、関東大震災の第1編から始まりまして、本日御決定いただきます1959年伊勢湾台風までの6件ということになっております。第3期でございますけれども、平成19年度から20年度ということをごさいますして、まず1923年の関東大震災の第2編、続きまして第3編。それから、1858年の飛越地震。1960年のチリ地震津波。それから、1947年のカスリーン台風ということをごさいます。このうち関東大震災2編、3編、それから飛越地震につきましては、お手元の資料にも書いておりますとおり、原稿執筆中ということをごさいますして、チリ地震津波、カスリーン台風につきましては分科会の委員選任中ということをごさいます。

ちょっと前後しますが、2の方ですけれども、調査・取りまとめにつきましては、中ほどに書いておりますけれども、専門調査会で対象災害を選定しまして、小委員会の分科会で報告書素案を作成した後、専門調査会において決定するというところで、本日、伊勢湾台風は、この手続を経て決定ということをお願い申し上げているわけをごさいます。

それから、配布・公表につきましては、これは当初の目的で述べましたように、国民の防災意識の啓発に資することを目的としておりますので、できるだけ広く活用していただくということを目的としておりまして、例えば私どものホームページで閲覧できますとか、あるいは、これに関します講演会等を開催していただく、あるいは防災教育に活用していただくということを想定しておりますが、引き続きこれについては今後積極的に取組を進めていきたいというふうに考えております。

簡単でございますけれども、以上でございます。よろしく申し上げます。

○伊藤座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、それぞれの調査の進捗状況について、小委員会座長の北原委員から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○北原委員

今御紹介いただきました小委員会のまとめ役をしております北原と申します。既にほとんど鳥巢参事官の方から立ち上げている現在進行中の分科会のそれぞれの冊子に関する御説明をいただいておりますけれども、先ほどの御説明のように、現在5冊動いております。

立ち上げた順に言いますと、第1が1923年の関東大震災の第2編、その次が関東大震災の第3編。関東大震災につきましては、前の段階の会議で3つの分冊にしないととてもまとまらないということで、既にメカニズム編は前期の段階ででき上がっておりますが、第3期で2と3ということになります。それぞれについては、御担当の主査の先生が御出

席いただいておりますので、内容に関しましては、それぞれの先生から御説明いただきたいと思っております。

それから、飛越地震は、全体の座長の伊藤和明先生が主査で御担当いただきますので、伊藤先生から御説明いただくというふうなことです。

それから、資料はございませんけれども、分科会が立ち上げられたという状態で、その主査の首藤先生に御出席いただいておりますので御説明をいただく。

それから、カスリーン台風もようやく立ち上がりましたが、これについてはまだ分科会を立ち上げる、委員が決まっていない段階ですので、私の方から立ち上げたほんの萌芽的な状況を御説明するというふうなことで、分科会のそれぞれの分冊についての御説明をこれから各主査にさせていただきたいと思っております。

それでは、鈴木主査の方から関東大震災第2編の御説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鈴木委員

関東大震災第2編を担当しております鈴木でございます。

関東大震災第2編は、第1編が地震のメカニズム、当面の被害を扱ったのに対して、地震直後の救護・救援等を扱う巻でございます。構成は4章立てとなっておりますが、既に4回の会議を経て、概ね原稿の執筆を終えております。今までの分科会で意見などを踏まえて、今、最終的な改訂に入っております、これをもとに今月末29日に最終的な会議をして、分科会としての原稿を取りまとめる予定でございます。

構成第1章は「避難・消防・医療」と題しまして、火災直後と避難と消防、そして医療救護。また、避難と救護と非常に深い関わりを持った鉄道と電力の応急復旧、この部分を取りまとめまして第1章とする予定でございます。

第2章「国の対応」は、内閣、陸海軍、警察といった国の機関が救護・救援等、当面の復旧にどのように対応していったかを検討いたします。

第3章「地域の対応」は、東京府・東京市、また東京市の下の各区、あるいはボランティア的に活動した住民組織、そういうものも含めまして、地域でどういう対応が行われたか。第1節は東京、第2節は横浜を中心とした神奈川、第3節は千葉というふうに、被害が激しかった3府県につきまして検討を加えます。

第4章は、震災緒後の混乱が被害の拡大を招いたという面で、流言蜚語、あるいは殺傷事件といったものが関東大震災に対しましては見られましたので、これについて扱う章といたしまして、流言蜚語の問題と殺傷事件で節を立てております。

この間、特に第4章関係の部分で、従来の関東大震災の歴史的研究というのは、殺傷事件あるいは虐殺事件という言い方もされますが、これについての研究が非常に大きな地位を占めていて、それ以外の研究はほとんどされてこなかったという事実もございまして、それで、ほかの編の、特に地震のメカニズム等を検討・分析する場合とやや異なりますので、

ここにおきましてどのように専門調査会の報告書を位置づけるかということについて、事務方の鳥巢参事官はじめと協議いたしまして、少し報告書の性格というものについて考えてみました。

そこで、事務方から大体提示されて、そういうことかなという方向として今踏まえておりますのは、報告書は基本的に防災行政のためのものであって、現在までの学術研究を総決算する性格のものではないということが第1点です。

第2点につきましては、過去の事実はオフィシャルドキュメントに基づいて叙述することでありまして、研究成果に基づいて、つまり、どの研究成果が正しくて、どの研究成果が正しくないということをこの報告書で決算するような性格のものではない。同時代、または近い時代の資料からわかることを書くのであるということを中心に性格づけいたしました。

それに基づきまして、この編の方針としては、一番最後のところに資料編の下に小さい字で書いてあるのですが、事実関係は主に当時の公的な記録によって描き、必要な場合は、当時の公的な記録というのは当然限界があるわけですが、どういう性格の限界があるかということについて言及する。

もう一方で、実は公的な記録だけに頼ると、これは前回までの小委員会あるいは専門調査会でも御意見をいただいているかと思いますが、被災者の立場に立った状況というのが見えてこない。あるいは、施策を決定していく側も、結果だけ見えて、いきさつが見えないという問題がございますので、そこに関しては、当事者の体験記等を、ここは体験記によっていると明示しながら加えることで補っていく。そういう方向で執筆いたしております。

その方針によりまして、前回提示した目次案では、第4章第2節の「殺傷事件」のところで、殺傷事件の概要というのは、その方針に従って、当時の公的な記録からわかる殺傷事件の概要と、当時の公的な記録はこういう限界があるということを書いておりましたが、それともう1つ、殺傷事件の検証として、震災直後からどのような事件が起こったかということについて民間によっていろいろ調査されたもの、あるいは研究者によって調査されたもの、その戦後までの流れというのを追っていたのでありますが、この概要の方のみを本文に残して、歴史研究の成果や何かについて述べた殺傷事件の検証という項をコラムという形で外してあります。これは、やはりそういう研究が行われたことを全く報告書で触れないということはいかかなものかという問題もありますし、しかし、その中でどの研究は正しくて、どの研究はやや評価が過大であるとか、過小であるとかということについてここでコメントするのは、実はこれはあくまでも調査研究ではないという性格もあって不可能でございますので、一応こういうような研究がされてきたということは、読者の参考、更に興味を持たれた方が見られるようにということで、コラムとして本文から外して扱うことにいたしております。

また、このあたりに関しまして、前回の専門調査会でサンフランシスコ地震に言及して、

それとの対象に触れるべきであるという御意見をいただきまして、それについて2節の2ということで、「略奪事件と警備」という項目を持っております。これは、日本においても横浜を中心に震災直後に略奪事件がかなり発生しております。それについて述べるとともに、サンフランシスコ地震ではより大規模に略奪事件が発生して、また、これに対して軍隊が出動して、市長が実際、当時のアメリカの国内法で権限がないにもかかわらず、略奪犯を見つけ次第、射殺せよという指令を下して、それによって死傷者が生じておりますが、そのような事態が生じている。震災時に緊急に対応するときの権限の不明確さが禍根を残すという点は日本とも共通する経験がございますし、その混乱がかなり予想を超えたものであるということも教訓となり得ますので、一応その御意見を踏まえて、2節の2にそういう項目を足してございます。

一応そのような形で原稿を依頼して、大体皆さん第1校は出て書き直しているところでございますが、残念ながら、第1章第3節については、担当者が未だ第1校を提出してくれないという事態がございまして、ここに関しましては、小委員会で協議の上、私が共著という形にいたしまして、最終的には引き取って私の方で完成させて提起するという形したいと思います。

進行状況は以上でございます。

○北原委員

どうもありがとうございました。ここで質疑を受けるのでしょうか。

○伊藤座長

まとめてお願いします。

○北原委員

それでは、今、座長の方からコメントがありましたように、御質問等についてはまとめて後で行いますので、続いて関東大震災第3編の進捗状況の御説明を室崎先生からお願いをいたします。

○室崎小委員会委員

関東大震災の第3編の主査を担当いたします室崎でございます。よろしくお願いをいたします。

資料は、資料2-2、8ページにまず「進捗状況について」という資料がございます。そこで申し上げたいことは、ようやく立ち上がったと。分科会委員の選考等で少し手間取っていたこともございまして、ようやく昨年末に第1回目の分科会を開催して、全体の目次その他、執筆の基本方針等を取りまとめたところでございます。今月末に更に詳細な目次、あるいは担当原稿の大まかな内容を決めて、3月から急いで原稿の執筆に入って、で

きるだけ速やかに完成をさせるというスケジュールでございます。

これは後で目次に関係して分科会委員のことを御説明いたしますが、次の9ページが、現段階で概ねまとまっている報告書の構成でございます。第3編というのは基本的には復興計画というところを担当することになっておりまして、大きくまず私どもが考えているのは2つぐらい重要な視点を持つということですので話をしております。

1つは、現代の復興計画というところの課題から見て、むしろそういう現代的な視点から関東大震災の復興を再度捉え直そうということを一ポイントに置いています。それはどういうことかという、これは目次を見ていただいてもそうですが、例えば住宅再建、あるいは生活の再建の問題とか、経済の復興の問題。あるいは、これが少し弱いんですけど、建築の耐震化とか、そういう問題をどういうふうに捉えたらいいのか。そこに教訓が出てくるような視点で、少し全体の内容を考えたいというのが第1点です。

それから第2点は、既にいろいろなところで発表されたり、提起されていることとして取り扱うんですけども、むしろ今まで十分解明されなかった新しい事実とか知見とか、そういうものをなるべく引き出すような形にしたいというふうに考えております。

そういうことで、この目次は大きくは第1編と第2編と2つに分かれております。第1編が、いわゆる従来ある程度解明されたといいますか、これは国家のレベルから進めた帝都復興計画の、これは膨大な資料がございまして、ほとんどの局面でいろいろ文献としてまとめられているのですけれども、トップダウンというか、国のレベルから見た復興計画のあり方を我々なりにきちんと再整理をして、これは簡潔に再整理をする。ただ、その場合も、横浜とか千葉とか、東京周辺のところの復興計画について、特に横浜あたりは必ずしもきちんと分析されておられませんので、そういったところにむしろ第1編では力を入れて、地方都市の復興というものの解明を図りたいということでもあります。ただ、ただ、第1編よりは私どもは第2編に相当力を入れたいというふうに考えておりまして、ここはむしろボトムアップというか、復興の実態をもう少しきちんと見て、その実態から復興計画の状況を整理をしていく。できれば市民の目を少しここに入れていきいたというふうに考えておりまして、今のところは3章立てで、1つは市街地住宅というか、インフラとか住宅に着目した章。

2番目が、経済・産業・金融といった部分の視点から、そういう面でしっかり経済復興なり、経済のあり方、この辺は昭和大恐慌とも連続するような部分がございまして、経済の問題としてしっかり捉えたい。

それから3番目、これが多分、我々で一番大変なというか、今必ずしも十分な資料がないのですけれども、市民の生活の視点から、あるいは教育とか生活などが関東大震災でどういうふうに変ってきたのかというようなところを少し第3章で取り上げたいという形で、一応この3章立てにしております。

その中で、例えば私などは、都市の不燃化とか、建物の耐震化という、日本の都市構造の近代化の安全という視点がどこまで貫かれたかということをごし重視しておりまして、

とりあえず、今のところはそれはコラムで取り上げようという形にしておりますけれども、場合によっては、その辺がちょっと膨らんでくるかもわかりませんが、一応こういう形で取り上げていこうと。

それから、第1章で申し上げますと、これもいわゆる都心部の区画整理はよく議論されるのですが、このあたりは田園都市がどんどん施設が整備をされて郊外化が図られるわけで、むしろ郊外化のプロセスみたいなものをここできちんと取り上げたいというようなことを考えてございます。それで、私なりに一応それぞれに最もふさわしい方をお願いしたつもりですけれども、実績もあるし、そういう造詣の深い方をお願いをしたということで、ちょっと若手中心でありますけれども、第1編の第1章は吉川さんという、これは民間ですが、ずっと歴史的な都市計画の研究をされている方に軸になっていただいて、私がサポートをする。

それから、第2編の第1章は、東京工大の真野さんという都市計画、あるいは真野さんには区画整理の話もあるのでありますが、学校建築、学校と公園とか、そういう公共施設の、それも景観デザイン面も含めたようなところを少し論じていただこうと。それから、田中マサルさんというのは、今、区画整理で膨大な調査をやられて、立派な出版もされている方ですが、田中さんに区画、特にこれはインナーシティというか、都市の中の一軒一軒の住宅はどういうふうに建て替わったかというのを研究されておまして、そういうことを御紹介いただきたいということです。

それから、第2章は経済・金融というところですが、これも富樫先生と寺西先生と長瀬先生という、この分野で蓄積のある3人の先生方に経済、産業というところをお願いしよう。この中では、個別企業がこの中でどういう形で復興を図っていったかという話もございまして、その辺はまたコラムで武村さんをお願いしようというふうに考えているところであります。

第3章が、生活とか文化というのは研究の蓄積もなくてなかなか大変なのですが、東京大学の佐藤先生が快くチャレンジしていただけたということで、多分これはオリジナルに分析していただくことになろうかと思っておりますけれども、佐藤先生が中心になってまとめていただくというふうに考えております。その中で、社寺の復興とか、あるいは東京大学の地震研とか、そういう非常にエポックの問題があるので、これは清水さんに神田明神のところをお願いしたいということで、これは厚かましくお願いをしているところで、ぜひ御協力をいただきたいというふうに思ひまして、今まで余り陽の当たらなかったところをしっかりと捉えたいということで、一応こういう構成を立てているということであります。

以上でございます。

○北原委員

どうもありがとうございました。

申し遅れましたけれども、関東大震災に関しましては、1編もそうですけれども、2編、

3編と内容が非常に深く関連し合いますので、分科会には担当の委員だけでなく、関東大震災に関わる執筆をしている方々には自由に御参加いただいて御意見をいただく。そして、全体としてのある種の関東大震災の膨大な資料をここでこういう形でできるということは画期的なことです、できるだけバランスのとれた全体像を示せるという努力をしております。

それでは、飛越地震について、御報告を伊藤座長の方からお願いをいたします。

○伊藤座長

飛越地震はちょうど150年前、1858年（安政5年）に起きた大地震で、これは歴史上、大変重要な地震なので、ぜひ取り上げたいと私が申し上げまして、分科会のメンバーは頭にはすぐ上がって、資料2-3にありますような皆さんにお願いをしているのですが、主査のなり手が無いということで、結局、私が言い出しっぺでお引き受けをした次第であります。

それで、既に分科会を3回開催いたしましていろいろと議論を進めまして、今、報告書の原稿の作成中であるという状況でございます。報告書の中身ですが、資料2-3の次のページ、第1章では、どのような地震であったか。そして、この地震は跡津川断層というAクラスの活断層が活動して起こした地震であるということはもう既に知られておりますので、その跡津川断層について少し深めて記述をしていただこうと。

それから、第2章では、どのような災害が発生をしたか。特に、1つは平野部でどのような被害が生じているか。特に大きかったのは常願寺川流域、それから神通川流域の被害ですが、2章の①では、言ってみれば、例えば現在の富山市であるとか、あるいは神通川流域の飛騨の天領の被害を記述をして、そのほかの災害としては、例えば地盤災害である液状化の問題などを、これは藤井さんという、私の同期の富山大学の名誉教授でありますけれども、地質屋さんであります、液状化について書いていただこうということになります。それから、何と云っても、この地震による災害を特徴づけたのが大規模な土砂災害でありまして、ここにありますように、立山連峰の大鷲・小鷲というのが大崩壊を起こしまして、岩雪崩が立山カルデラの中に堆積物が堆積をいたしまして、多数の天然ダムが形成されて、それが後に2回にわたって決壊をいたしまして、大規模な土砂災害、あるいは洪水災害を引き起こすということでありまして、その経緯を、今、砂防フロンティアの技師長をやっております井上さんにお書きいただくということにしております。そして、今、立山カルデラ砂防博物館、私が名誉館長をやっておりますのですが、そこに多くの古文書とか古絵図が残されておまして、そういう古文書や古絵図からどんなことが読み取れるかというのを、高野さんという博物館の学芸員にお願いをしようということです。

そして第3章では、この地震による災害の後で、どのような救済、更には復興に進んでいったか。これは、加賀藩、富山藩それぞれにどのような救済あるいは復興が行われたか。先日の分科会では、どうも加賀藩というのはわりと冷たかったという話が出ておりますけ

れども、そのあたりも含めて郷土史家の前田さんなどを中心にお書きいただく。それから、飛騨の天領ですが、飛騨における救済・復興、これは岐阜県の歴史資料館の部長さんをやっておられる田添さんという方をお願いをして、飛騨の方もかなり大きな被害が生じておりますので、その被害の状況とともに、後にどのような復旧・復興が行われていったかということを書いていただくということです。

そして第4章では、この災害が契機になって我が国の砂防事業がスタートになったと言ってもいいかと思えますけれども、常願寺川の上流部で大崩壊が起きて、天然ダムが決壊して災害になったのですが、この災害を契機にして常願寺川がすっかり暴れ川に変わってしまった。川の姿がすっかり変わってしまったということで、その後、豪雨が降るたびに大規模な土砂災害、あるいは洪水災害を引き起こすということで、最初は富山県が砂防事業を始めますが、県ではとても手に負えないということで、国の直轄の事業になりまして、今から80年余り前ですけれども、砂防事業が延々と展開されて現在に至っているわけがあります。とにかく上流部で土砂を抑えない限りは富山平野を守ることができないということでありまして、そのような砂防事業が展開されて現在に至っているということでもあります。考えてみますと、このような大規模な山地災害が起きると、いかに後遺症が重く長いものが続くかということでありまして、そのあたりからまた教訓を引き出していこうということでございます。

大体、以上でございます。

○北原委員

どうもありがとうございました。

それでは、首藤先生の方から、チリ地震津波について御説明をいただきたいと思います。

○首藤委員

チリ地震津波を取りまとめるようにと仰せつかった首藤でございます。

これは、1960年にチリ沖で発生いたしました津波が、約22時間後に日本へやってきて、カムチャッカから沖縄まで、高さは大したことなくて5～6mでございましたけれども、全国的にいろいろな被害を出したという津波でございます。

この特徴は幾つかございますが、まず、1946年のアリューシャン津波の後で一時、国際的に津波予報の連携を図ろうじゃないかという呼びかけがあったのですが、それが実現しなかったのが、1960年のチリ津波を契機といたしまして確立いたしました。ちょうどそのころ、気象庁で活躍しておられました『日本被害津波総覧』を書かれた渡辺偉夫さんがその辺のいきさつをよくご存じでございますので、あの方にそういうことをひとつ書いていただこうと思っております。

それから、第2の特徴は、高さが5～6mという非常に処理しやすい高さにとどまったわけです。明治・昭和、あるいは東南海などになりますと、20m、30mという高さにまで

くるのですが、これはせいぜい5～6mでございました。ところが、実はそれから27～28年前の昭和8年の昭和三陸津波、昭和9年の室戸台風。そのころは、後で何か処理をしようとしたときに防潮堤をつくるという提案があったのですが、とてもそんなものは引き合わない、そんなものに使うお金はないということで実現しなかったんです。それが、チリ津波では、その前年の伊勢湾台風とこのチリ津波を受けまして、防潮堤をつくる、ハードな施設で対処するというのが、その後の海外防災のベースを決めてしまったという意味で、これは経済的に日本がそういう状況になっていたというところとたまたま合致いたしましたものですから、防潮堤をつくって処理をするというのが、その後、1960年からごく最近まで海岸防災のあるべき姿というものをつくり出してしまった、そういう津波です。その辺のいきさつは、ちょうど私、建設省におりましたものですから、どうなってどうなったかということ是非常にわかっておりますので、その辺は私が取りまとめていこうと思っています。

それからもう1つは、今、津波の予報は数値予報に基づいておりますけれども、近地津波に関しましては、数値予報の結果が果たしてどこまで信用できるのかという問題が1つございます。ところが、チリ津波のような遠地に関しましては、いまや数値予報が極めていい結果を出してくれます。なぜそうなったかというようなことを、これは東北大学のコシクラさんにひとつきちんと解説をしていただこうと思っています。簡単に言いますと、遠く渡ってくる間に、短周期成分はいろいろな島にトラップされたりしまして日本まで系統的にはやってこない。長周期の成分だけやってくる。したがって、ハゲンに短周期成分が入っていても、その影響は日本には及ばない。しかし、近地ですと、長周期だけじゃなくて、短周期の成分がもろに効いてきます。これをハゲンのところで推定するのに大変な苦労があるために、近地津波はどうしてもうまくいかない。ところが、遠地はうまくいく。そういうようなタネ明かしが今ほとんどできておりますから、防災担当者にとっては、そういう津波予報への信頼度という点では判断の1つの支えになるだろうと思っています。

次に、高さが5～6mでございましたが、とにかくカムチャッカから沖縄まで5～6m。それで、影響範囲が非常に広いものですから、全体像をつかまえるために、いろいろ資料があるのですが、当時、被害の大きかった宮城、岩手、青森、北海道ぐらいは、それぞれの県、あるいは市町村が出した公的な資料がございます。それ以外に、三重、高知、沖縄も、公的資料はなかなか見つからなくて、最近のいろいろ掘り出した資料等に基づかなければならないだろうと思っています。

それから、貴重なのは、恐らくそういうところの地方誌を集めて解析しなければいかんだろうと思っていますが、その収集と読み取りにかなり精力を注がないと全体像が見えてこない可能性がございますので、今のところ、これは防衛大のフジマさんという方を中心に、そこへ2～3人別に集まっていただいて、資料の収集から読解というところをやっていただきたいと考えてございます。今のところ確定しているのは、渡辺さん、越村さん、藤間さん、そして私でございますが、そのほかに場合によっては2～3人追加という

ようなことで作業を進めたいと思っております。

○北原委員

どうもありがとうございました。人選も含めて、内容、書く方向も大分固まってきたというふうな御報告をいただきました。どうもありがとうございます。

それで、1947年、カスリーン台風ということの分科会の状況は、まだ委員が確定しておりませんので、私の方で状況を御報告申し上げます。

宮村忠先生、関東学院大学の河川の方の御専門の先生がおられますが、その先生にお話をいたしまして、その先生の御推薦で群馬大学の清水義彦さんという方が事実上の取りまとめ役、宮村先生はスーパーバイズする、こういうお立場でいろいろ御意見をいただくということで、現在、どういう方向で書くのかということについて御検討いただいております。宮村先生のお話によりますと、カスリーン台風に関しては、かなりいろいろな資料が出ている。そういうものの枠を破りたいということですので、すばらしいものができるのだらうと思いますが、そういうスタンスで取り組んでいただけるということです。

現状では、それ以上のことは御報告できる内容を持ちませんので、以上で小委員会の方の分冊に関する御説明を終わらせていただきます。

○伊藤座長

ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありました作業中の3つの災害、関東大震災の2編、3編、そして飛越地震、これは報告書の完成に向けて今後も検討を深めることとしておりますけれども、構成案などについて御意見がございましたらぜひお願いをしたいと思います。どなたからでも結構ですが、よろしく申し上げます。

○溝上委員

関東地震についてちょっとお尋ねしたいのですが、国際支援とか国際援助というのが関東地震によって変わりましたけれども、当時の国際情勢から1つ注目されることは、ちょうど新たにできたソビエト連邦がプロレタリアートの子どもたちを特に救済したいと、そういうことを掲げて病院船で薬、医師、看護婦を送り込んできて、横浜に着いたところ、その病院船内にも病人が出たんです。それで、それを上陸させないで、連合艦隊がそれを取り囲んで領海まで押し戻したというようなことが一方にあり、当然、今度はアメリカ、西ヨーロッパ、当時の中国も日本に大いに支援してくれた。そういう国際情勢と国際支援の受け方というのが、関東地震については非常に気になるというか、よく議論に出るところで、今後の世界情勢についても、やはりそういう面が、いろいろテロのことがありますと出てくるんじゃないか。日本としては、アメリカの同盟国ですけれども、しかし、同盟国でない国も地震国であったりなかったりいろいろあります。我々も支援を受けなければ

ならない地震にいつ向き合うかわからない。そういう面で、何かちょっと触れることがあればというような気がします。

それから、もう1つありますのは、日常生活の中で、当時の文化人が、例えば芥川龍之介とか菊池寛というのが、下駄を履いて災害地をいろいろ見てきているんですね。芥川龍之介は自警団に加わって、私は非常によき市民であるが、よき市民であるということと、もう一方、いろいろ世の中の状況とマッチさせるのは難しい国だというようなことを言っている。菊池寛の方は、どちらかという警察軍の横暴を非常に嘆いていた。この2人がお互いに言葉を交わし合っているという文章が残っておりますが、そういう側面からも含めて見ますと、非常に幅広い当時の文化人がいろいろなものを見ながら、特に小説家ですが、芥川とか、そのあたりは短い文章ながらかなり突いたところをピシッとやっているなという気がいたします。

それから最後に、今、室崎先生の方からおっしゃった産業・経済の問題ですけれども、現在、我々が一番気にしなければならないのは、江戸後期とか、明治、大正、昭和の戦前・戦後、戦後も阪神淡路のときと今とではずいぶん違う。なぜかという、日本の経済機能というのは、今、世界の投機の対象になっております。それは電力・ガスもそうです。電力会社ですらそうです。それから、空港も海外の所有物になりかねない。しかしながら、金融あるいは製造業につきましても、決してそれが地震に対する継続的な安全性を保障するものではなくて、むしろそれを2～3年で売り払ってしまって、また利益を得るというための経済活動、そういうものにさらされている。そういう面で、我々が災害から調べたときに、何を学ぶかというときに、ずいぶん次元の違う問題がたくさんあること。それから共通性、今の我々の胸にも響くようないろいろな問題もある。そのあたりを室崎先生にもお伺いしたいし、その1つ前の担当の先生にもお伺いしたいのですが、こういう問題は我々はどういうふうに理解したらいいのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。専門外ですので。

○伊藤座長

ありがとうございました。大変貴重な情報と御意見をいただいたのですが、室崎さん、いかがでしょうか。

○室崎小委員会委員

貴重なアドバイス、ありがとうございます。1番目のソビエトの話は、私全く不勉強で知らなかったんですけど、ただ、我々のところでアメリカ等の海外から相当いろいろな支援を受けている話がありまして、それをどう取り上げるかとまだ議論しているところで、ただ、落としどころが今見えておりませんので、それは検討させていただきたい。

それから、2つ目の文化人の話は、「改造」とか「太陽」とか、いろいろな雑誌に芥川龍之介などがいろいろ書いている。そういうものは一応集めかかっているところでありま

すけれども、それをコラムで扱うのか。その人たちの意見を生活とか、そういう全体の考察の中に入れ込むのかというのは、これは何とか努力してそういうことでうまくはめ込みたいと考えているところです。

それから、3番目の経済は、私は専門じゃなくて、これは担当の富樫先生とか寺西先生にお伺いしないといけないんですけど、やはり全体としてその当時の社会状況との関わりでそういうことを分析していこうという視点は持っているつもりですので、やはり社会状況の変化みたいなものと、単に現代はこうだということを言うのではなくて、その当時の社会状況とか、経済状況とか、そういうものは一応前提にして議論しようというようには考えているつもりですけれども、3番目の御意見については、第2編の2章の担当者にお願いをして、そういう配慮をしてくれたいと思っております。

○溝上委員

私が最後に申し上げましたこと、それから最初のところも含めてですけれども、関東大震災は1923年に起きて、20年もしないうちに日米関係は決定的に悪い状況になって、そして大戦に突っ込んだんですね。いかにアメリカの市民が関東大震災のときに日本に同情を寄せ、そして、特にキリスト教徒ですが、教会関係とか、かなり膨大な支援をしてくれた。にもかかわらず、我々のDNAの中に入っているんでしょうね、つまりそういう恩を忘れてハワイに攻め込んだ。いろいろ事情はあるでしょうが、実にどうしようもない民族だと思いますね。

○伊藤座長

そこまでは報告書には書けないと思いますが。

ありがとうございました。ほかに御意見はございますか。

○鈴木委員

今のことは、こちらでもとても扱い切れないところがございますが、最初におっしゃったソ連の船は「レーニン号事件」と言われる事件だと思いますが、それについては、第3章第2節の横浜のところ、第8項、短いですが、「海外からの救援・救済および外国人に対する救援・救済」という項目が立ててございます。これは日本人全般に対してということもありますが、一番最初に行われてくるのは、例えば横浜居住の外国人を上海とか神戸居住の外人が救援するというのが最初に来て、次にレーニン号が、あれはレーニン号という名前じゃなかった船を、急遽名前も変えて病院船にして送り込んでくるのですぐに着くのですが、そういう震災直後に到着したものについての事実関係は一応ここで扱うことになっております。その後のことの方はあるいは3編かなと期待して2編では扱いませんが、一応簡単な事実関係の紹介だけはできるつもりでございます。

○伊藤座長

ほかにはいかがでしょうか。

池谷さん、飛越地震は、特に砂防事業については元砂防部長の岡本さんに書いていただけるということですが、何かアドバイスがありましたら。

○池谷委員

全体的にはこういう構成かなとは思いますが、伊藤座長がおっしゃったように、一番肝心なのは、1回の地震で、1回の大きな崩壊で流域が変わってしまうという、そこをきちんと言っていないといけないんじゃないか。単なる常願寺川が変わったのじゃなくて、1つの流域が全く変わってしまうという視点ですね。これは、今で言うと格差の問題で、山地が荒廃してきまして山がどんどん荒れていくということが今ずっと続いているのですけれども、この先どうなるかという1つの示唆のようなものにもなり得るんじゃないかと私は考えています。そういう意味では、現代にも通ずる山地の荒廃と流域の変化という視点をやはりきちんと出す。

例えば、これはもう既に御承知だと思いますけれども、常願寺川は、この崩壊が起こるまでは河口から18kmの上滝というところまで船が上がっているんです。それが、船どころじゃなくて、河床が上がってしまって、ふだん水も流れないような川に変わってしまうという変化、それが流域経済にもものすごく影響しているわけですね。ですから、そんなところをきちんと書くというのが一番ポイントとして必要ではないかという気がします。

それから、コラムで結構ですが、常願寺川はある意味で土砂との闘いの場なものですから、いろいろな方が当時訪れています。富山県の砂防が始まるのは明治39年からですけど、その以前にもいろいろな人が現地に行っているいろいろなことをやっているわけですね。例えば、佐々成政の佐々堤の議論とか、それから、明治24年だったと思いますが、デ・レーケが行って、現地で『治水論』を書いた西師意と激論をするというようなことがあるんです。そういうようなことを、コラムで結構ですが、何か富山県の砂防というところに入る前の情勢みたいなものを少し御紹介いただけると、飛越地震からの流れができてくるのかなと、そんな感じがします。

○伊藤座長

ありがとうございました。デ・レーケについては岡本さんの方で取り上げるということで、この間、原稿を拝見いたしました。そういうことで、とにかく山地というのは活断層がたくさん走っていますので、同様のことが将来も必ず日本の山地で起きるというふうに思っておかなければいけない。そういう意味では、大きな教訓だろうと思っております。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

○関沢委員

室崎先生に。同じ委員なので本当に短く、こういう節もあるといいなということで申し上げますと、復興計画の中で、1章の中で市街地住宅の復興で、主として建築とか都市計画的なものが主になっているのですけれども、4つ目に、例えば消防・防災体制とか、防災行政とか、あるいは、その中でも技術とか、そういったソフト面でのその後に与えた影響、あるいは、それが余り十分に生かされなかったなら、生かされなかった教訓みたいなものがあるといいかなというふうに思いました。

以上でございます。

○室崎小委員会委員

ありがとうございました。先ほどちょっと言った、抜けているのは、先ほどはハード面の防災対策の話を言いましたけれども、これを契機に防災体制や防災対策がどう変わったかということをはきちんと押さえておかなければいけないという認識は持っておりますので、少し努力してみたいと思います。

○伊藤座長

よろしく申し上げます。

○安田小委員会委員

私は伊勢湾台風の部分の報告ということでここに出席させていただいているのですが、第2編の鈴木先生が担当されているところの第4章「震災直後の混乱による被害の拡大」、第1節、第2節に対するお願いがあります。私もこのあたりはそれほどよく知らなかったのですが、やはり大きな災害になると、生活が完全に奪われ、地域が崩壊する。そういうレベルから、更に殺傷事件に発展していく。これは、恐らく社会の秩序が崩壊したことです。ただし、その背景にはいろいろな矛盾があるということも1つあると思うんです。ですから、そういうところに秩序を破壊するような大災害が起こると、本当に最悪の事態が生じる。ちょうど今、イラクを見るような状態ですね。ですから、そのあたりをしっかりと流れとして捉えて説明いただけると非常にいいと思います。殺傷事件だけを取り上げると、何かそれだけが好奇心の対象みたいになるのですが、大きな災害になると、そういう流れで、最悪に近い状態ではここまでいくことを示して頂きたい。こういうお互いの人間の不信感が増長した状態で、復旧とか復興というのは非常に困難ですよ。

ですから、生意気なことを言いますと、行政の基本というのは、対策もやるのですが、やはり信頼ある社会をしっかりと作っていくというのが基本にある。伊勢湾台風でも、こういう事態を招くようには全く至っていないですね。ですから、そういう面で、大災害の教訓を後に引き継いでいく意味でも、私は、これは非常に貴重な事実だと思いますので、殺傷事件の適切な取り上げをよろしく申し上げます。

○伊藤座長

よろしゅうございますか。では、御意見をぜひ取り入れて、報告書の完成に向けていただきたいと思います。

それでは、まだ御意見がいろいろとおありになるかと思えますけれども、1時間ほどたちましたので本日の本題に入らせていただきます。

伊勢湾台風についての報告書案を安田主査から御報告いただきます。なお、委員の皆様には、事前に資料の案に目を通していただいているかと思えますので、御説明は主要な項目の記述に当たっての考え方。あるいは分科会などで議論されたことなどを中心に、大体20分ぐらいでお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○安田小委員会委員

安田でございます。伊勢湾台風の報告書について説明させていただきます。

もう既にお手元に配布されているということでございますが、資料3で1ページ、2ページにわたりまして全体の概要を、こういう形で取りまとめております。その後、3ページはこれまでの経緯等でございます。それから、資料3の別添が報告書でございます、200ページを目標にしておりましたが、15ページほどオーバーしてこういう形でおさまりました。

それでは、報告書をもとに簡単に概要を説明させていただきます。

まず、百聞は一見にしかずということですので、それと、もう50年近く前になりますので経験者も少なくなっているということで、できるだけ当時の写真を取り入れて被害の状況を示しております。まず口絵のところですが、iページのところで全体の浸水状況。

それから、iiiページへいきまして、これもまた後で説明させていただきますが、伊勢湾台風の被害を大きくした1つの大きな要因は流木でございます、それはどういうものであったかということを示させていただきます。流木による被害ですね。

それからもう1つ、伊勢湾台風の場合は人的被害が非常に大きかった。室戸台風に比べて、来襲したのが夜間であるとか、いろいろなことがございますが、やはり人的被害が大きかったということで、こういうものに載せられる範囲の中で悲惨な状況を示す写真がvページです。

それから、生活が完全に奪われたわけですから、列車の中とかでの避難生活、どういう形で生活されたかということで、今からでは想像を絶するような状況だと思うんです。今は避難住宅とか、そういうものがある程度整備されるのですが。

それからもう1つ、自衛隊を中心に活発な救援の復旧活動が行われたことと、伊勢湾台風というのは、確かに伊勢湾の湾奥部の愛知・三重両県に人的被害の大体83%が集中したのですが、全国的にも非常に大きな被害を出しているということを示しています。それは、これだけの超大型の台風がきますと、そのぐらいの被害が出るということです。

それから最後に、viiiページのところで、先ほど関東大震災でアメリカから支援があったということですが、伊勢湾台風の場合でも、アメリカだけに限りませんが、海外からの救援が行われたということでございます。

その後、目次が書いていまして、これについては前回もお話しさせていただいたとおりでございます。

まず、1ページの「はじめに」、ここでこの報告書の現代的意義を述べています。伊勢湾は東京湾、大阪湾と並ぶ3大都市圏の湾の1つであって、地理学的、気象学的にも危険度が高いというところで、今後もこれに対する十分な対応が要するというところがございます。あと、この災害が災害対策基本法の契機になったと。ちょうどアメリカのハリケーンのカトリーナ災害がありまして、ああいうことを踏まえて、やはり危険地域にはそれなりの対応が要するというところと、もう1つは、伊勢湾台風の経験が十分本当にアメリカにも生かされておったのかというのは、やはり非常に不十分な点があることを述べています。要するに、低平地に破堤とか、ああいう事態が起こると、被害が非常に拡大して長期化するというところです。ですから、通常の場合とは違う、格段にレベルを上げた対応が要するというところですが、それが徹底していなかった。

あと、今後、温暖化とか、そういうことから危険度はむしろ上がっているということで、意識を風化させないということの重要性ですね。そういう意味でも、来年がちょうど伊勢湾台風災害から50周年で、意識を風化させないという面でもこの報告書は意義があると思っています。

それで、1章は3ページですが、まず災害の状況から、伊勢湾台風災害の特色というのはどういうものであったかということをはっきりと明らかにしていこうということで、できるだけ写真と文章も加えておりますが、3ページでそういうものを入れてあります。

それから、4ページのところで、表1-1でございますが、伊勢湾台風が天変による災害では明治以降最も犠牲者が多かったということを示しています。

あと、表1-2は、戦後ずっと台風の災害が毎年のように起こっているのですが、これは戦争によって国土が荒廃していたということが1つ大きいと思うんです。それが、1951年のルース台風で、1つ山を越えたといったような感覚をみんなが持ち出した。そこに、狩野川台風でまた再び1,000名を超えるのですが、その後、伊勢湾台風で5,000名。要するに、ルース台風、13号台風あたりで、対策は十分になったということはまだまだ早計であったということを示しています。

第2章は「被害の状況」でございます。8ページを見ていただきまして、先ほど申し上げましたように、表2-1は、これもいろいろな資料ですが、愛知・三重県での死傷者数の割合が圧倒的に多いのですが、北海道まで含めて、全国に被害が及んでいる。確かに、そういう面では、奈良県などでも88名という犠牲者が土石流とか、山崩れによる被害が出ています。しかし、やはり伊勢湾台風を特色づけるのは愛知・三重県だということで、そちらにフォーカスしています。奈良県の災害も甚大なんですけれども、これは通常の台

風と同レベルであるということです。

それからもう1つ、表2-2をちょっと見ていただきますと、これは伊勢湾周辺の市町村の人的被害、死亡リスク、これは死者数をその地域の住民数で割ったものですが、上から31番目の名古屋市南区では1,400名の死者が出ているんです。これが数としては突出しています。これが先ほど写真でもお見せしました流木によるものです。

それから、木曾崎村、長島町、39番、40番ですが、ここは死者数は300名程度ですが、その右の死亡リスクでは、木曾崎村に至っては10人に1人の方が亡くなっている。こういうものは、結局、湾奥部の方に集中していました。

次の10ページにいきまして、これはゾーニングです。印刷がちょっと見にくいのですが、伊勢湾のところにかけて薄墨色で塗りつぶしたところが高潮の浸水です。それから、海側に破線をつないだのが1600年以降、干拓でつくられた土地である。ですから、基本的に土地が低いところに対策が不備であると甚大な被害が出るということで、被害の状況を示しております。こういう被害が何に基づいているかということのをいろいろ分析しますと、図2-3に示しますように、家屋の流出と人的被害の割合は非常に高い相関が出てくる。これは、要するに、人と家屋はいろいろな被害を受けるのですが、そのプロセスは非常に多様であっても、基本的にはやはり被害規模は破壊力で決まる。ですから、避難が不十分ですと、人的被害も同じように破壊力で決まる。ということは、家屋の損失率というのは破壊力を示す非常に重要な指標になるということをここで言っています。

あと、14ページは堤防の破堤状況です。

あとは、細かな分析等をしています。もう1つは、20ページから21ページにかけて示していますが、低平地ですから湛水状態になりまして、これが非常に被害を長期化させたということを示しております。

あと、26ページのところで、先ほど言いましたように、高潮の場合、家屋の流出率と損失率はほぼ同じですが、それが破壊力のいい指標になりまして、それが死亡リスクと図2-14を見ていただいてもわかるような関係にあります。

それから、図2-15になりますと、これは伊勢湾台風、バングラディッシュで14万人の死者が出た1991年のサイクロン、それから1999年の18号台風の松合の高潮、それが対数グラフ上ですが、一応きれいな相関が出ています。このあたりは、対策が不備であれば地域、世界によらずに共通しています。ですから、やはり対策に対しては、堤防などをまずはしっかり整備するということが重要だということをおっしゃって、このときの伊勢湾台風の被害が沿岸域に集中しているということから、原因が海側からの高潮であったことを明らかにしています。

それで、災害を構造的に分析し、原因となります誘因、それから素因、拡大要因という観点から整理しています。

29ページからは台風の概要、どういう台風であったかということを示しております。

36ページに、上陸時の台風としては、資料によっては伊勢湾台風を3番目に位置づけて

いるものもございます。いずれにしても、台風としての強度は室戸台風に比べれば低かった。にもかかわらず、2倍近い被害が出た。それは何によるかということで、40ページから示します高潮の発生によっており、これが当時の想定の高潮を上回る高潮であったということを示しています。

それから、これも岩垣先生等がまとめられたものですが、これの再現確率が45ページです。これは、超過確率で横軸が最高潮位で縦軸が再現確率ですが、こういうものから、およそ150年ぐらいだと。ただ、今後再現がなければまた年数も変わってきますし、逆にあれば、今度は140年じゃなくて、100年とか80年になって、この超過確率の曲線が変わると思います。

あと、波の特性等につきましてもどうであったかを整理しています。波については資料が残っていませんので、被害の状況から推定したものにとどまっております。現在の手法を用いて再現等をやっております。

53ページ、54ページからは河川関係ですが、伊勢湾台風の場合は、河川の洪水のピークと高潮のピークがズレていたということで、主な被害は海側からであったといったことを再度確認をしております。

続きまして、66ページからは「素因としての特性」です。伊勢湾の地理的特性がどうであったかといったことをここでいろいろな観点から詳細に分析しております。東京湾、伊勢湾、大阪湾の中では、格段にはないんですが、やはり伊勢湾が高潮が最も発達しやすい湾であるということを書いてあります。

その上に、69ページから、伊勢湾の湾奥部というのは、この当時も日本最大の0m地帯を抱えていたことを示しています。ここは沖積地でありまして、いろいろな地理学的、地質的条件によって低平地が広がっていたということで、ですから、そういう点からいくと、想定を1mを超える高潮が日本最大の0m地帯に襲撃して、そのために越流、破堤で被害が激甚化した。低平地ですから、湛水によって被害が長期化したということを書いてあります。ただ、地理学的には、このあたりはこの程度の被害を受けても当然だといったことを書いてあります。ただし、木曾三川下流域は昔から頻りに洪水の被害を受けていたんです。ですから、水は上流からくるという想定でこういう被害分布図なども策定していたんです。また後で申し上げますが、皮肉なことに輪中地帯のように最も危険度が高いところの人たち、自治体もそうですが、高潮に対しての警戒が不十分であった。だから、避難が遅れたということになっております。

あと、86ページ以降は堤防です。実際に被害を大きくした原因が堤防の不備という点にあったわけですが、いかなる堤防であったかということを書いてあります。ただし、これもやむを得ませんので、伊勢湾というのは、今から言えばそれだけ危険度の高い地域ですが、明治以降、大きな高潮被害が出ていなかったということで、それまではこれで十分対応できていたということです。

あと、96ページ以降は建物の構造的被害ということで、建物が非常に大きな被害を受け

たのですが、この点について当時の資料を整理しております。

そして、105 ページから拡大要因です。特に流木によって、先ほど言いました名古屋市南区では1,400人近い犠牲者を出したのですが、その背景等をここで言うております。

それから、2線堤、控堤とか言っていますが、そういう整備状況がどうであったかというのを108ページあたりからずっと整理していきまして、117ページから、もう1つの拡大要因、被害を広げた人的要因ということで、大事な情報が伝わらなかったということ、その当時の行動、それから気象庁、それから自治体等が被災前後にどういう対応をしたかということ、120ページから整理しております。

そして、133ページで、伊勢湾台風は非常に広い範囲で被害が起こったということから、避難命令とか、自治体ごとに対応がいろいろ違っていきまして、そういう面で避難状況による被災への影響を分析するには非常にいいケースであるんですが、これを表3-18で整理しています。これを見ていただくと少しわかると思うのですが、碧南とか美浜、武豊、内海、これは実は伊勢湾台風の6年前に13号台風で被害を受けたところです。割りに早い段階で避難命令を出して避難をしているんです。ところが、名古屋市南区とか、非常に被害が大きかった桑名、長島町、このあたりは避難命令が19時ですから、浸水が始まりかけた頃で、遅すぎたということです。先ほど言いました長島町は、川からの洪水の被害は頻繁に受けていたんです。ですから、上流側に対しては警戒をして、輸中もそういう仕組みでつくっているんです。そういうことからいくと、やはり災害の経験をどのように実質的に生かしていくかというのが非常に重要であるということを示しています。

そういう整理をやりまして、第4章では、いよいよ救済から復旧過程、それから災害対策基本法にどういうふうにつながっていったかということで、このところは非常に重要でして、伊勢湾台風の場合は広い範囲で支援が得られましたので、そういうことをここに整理しています。

また、有名になりました145ページの「ドラム缶工法」、これはコラムとしてこういう形で、やはり災害のときにはこういう臨機応変な対応というものが必要だということを示しています。ですから、マニュアルはマニュアルとしてつくるのですがけれども、余りそれに縛られてしまうと、かえって復旧が遅れるということもあるかもしれない。この「ドラム缶工法」というのは、そのときのやむにやまれぬ対策として出てきたものだというふうに聞いております。

あと、「復興への施策」ということで、どういう施策を行ったか。伊勢湾台風の場合は、国によって対策本部が設置されまして、全国的な支援対策が行われた。それから、大災害になりましたので、149ページ以降で高潮対策などにもきっちり反映していったということです。

それから、153ページで災害の背景とか、そういうことを書いていきまして、159ページに災害対策基本法へどうつながっていったかということ、整理しております。

それから、172ページに、災害の後、単に防災施設の整備だけではなくて、やはり土地

利用も非常に重要だということで、名古屋市の方はこういう条例を設けて土地規制をしています。先ほど首藤先生の方からもう少し詳細な情報をいただきましたので、176ページの下のところ少し空白部分がありますので、こういうところできるだけ活用させていただこうと思っております。

そして第6章に、継承すべき教訓というのを整理しています。

あと、193ページに、いろいろな人が見られるということで、台風関係の基礎知識を中心に付録を付けております。

以上、ここで取りまとめた内容でございまして、なぜああいう大災害が起こったかということ、誘因、素因、特に拡大要因のところ、流木の問題、それから避難情報、情報伝達に関連して述べています。ただ、これは受け手側の問題が非常に大きいですね。ですから、そういう意識を絶えず高めていくということが非常に重要かと思っております。また、国レベルとしては、災害対策基本法の制定につながったということで、それが現在いろいろなものに生きているのだらうと思っております。

以上でございます。

○伊藤座長

ありがとうございました。伊勢湾台風というのは、本当に我が国の防災対策に大きな一石を投じて、1つの大きな転換をもたらした、そういう災害だったと思います。皆さんの方から、この伊勢湾台風の報告書について御意見があれば伺いたいと思います。

○溝上委員

大変論理的で、きちんと要因を押さえて、私ども素人が読んでも実に構成がすばらしいなと思えました。そのポイントは、拡大要因とか、論理的にきちんと1つ1つ要因を押さえている。

それからもう1つは、最後の第6章に、継承すべき教訓というものが、私のような素人にもわかりやすくまとまっているなど。

これまで出た報告書はすべてすばらしいものばかりですが、特に伊勢湾台風に係るこれを読んでみまして、過去のことを単に知ることと、それから学ぶということとオーバーラップしているところもありますが、やはり違う面があって、これを読んでいくと、過去にこういうことがあったなということを知ることにはできるのですが、伊勢湾台風のようにきちんと要因を指摘して書いているものを私ども素人が読ませてもらいますと、こういうことでこうなったということで、また次の、例えばこの中に温暖化まで触れられておりますけれども、視野がその辺まで行き及んでいる方が何か読みごたえがあるなという気がいたしました。

それで、全体から言いまして、いわゆる災害教訓の継承に関するいろいろな報告書は、大まかに2つあって、1つは、やはり過去のことを忠実に書き記すというのにウエイトを

置いた、そういう色彩の強い報告書と、それから、今これからの、現在における、あるいは近い将来の来るべき災害に対して、過去のをどう学ぶか、何を学ぶかということまで踏まえて、論理的にきちんと要因を押さえて書かれているものと2つに分けられるんじゃないか。どちらも価値があると思いますけれども、素人から言いますと、分析的な視点があればなど。

首藤先生にちょっとお伺いしたいのですが、津軽海峡の辺の津波が、中央防災対策をやったときに、岩手県と北海道の襟裳岬から東の方は波高が高いのですが、あそこをちょっと抜けたところが出ているんですけれども、あれは近地とか遠地とか、波長によって大分様相が違うのか。あるいは、例えば東南海地震の場合、紀伊水道に入るとき、首藤先生がお書きになったものを読ませていただいたのですが、大きい地震の場合には、瀬戸内海の方に入り切れないという伝播の問題といたしまして、そういうような近地と遠地、波長といったところを我々はどのように理解したらいいのか教えていただければありがたいと思います。

○首藤委員

1番目は、波のやってくる道と地形でございますね。ですから、襟裳のところ違うというのは、結局、津波というのは浅い方へ浅い方へ回り込んでいくのですけれども、北海道の襟裳のこちらに回り込むのはなかなか難しいというようなことがあるんです。

それから、紀伊水道の件ですけれども、例えば南海地震のとき、あるいは西南海のとしか、意外と水道のところではなくても、ずっと奥の水島あたりの小さな島につかまって、こう回るのと、こう回るのが会ってしまうものだから、まさかこんなところだと思うところで流れが速くて被害が出たとか、そういうところがあるんです。

それから、今度取りまとめますチリ津波も、大阪湾の奥、神戸あたりでは1 m 20~30とか言っているのに、淡路島では3 m、5 mというところが出たり、結局、そこへどういうように津波がつかまえられるか。そういうようなことがいろいろ関係してきます。ですから、津波のくる向き、波長、それから、その場所の地形、そういうもののいろいろな組み合わせで決まるんです。

○溝上委員

紀伊水道の友ヶ島ぐらいの大きさになると影響はあるのでしょうか。

○首藤委員

あると思います。下手をすると、海峡の中で、海峡の横側のこう入ってきてもこういう振動がうまく合ってしまうと、卓越してどこかにちょっと大きいのができるとか、要するに、ある形をした入れ物の中の水の共振の問題などが出てきますので、そういうことがいろいろ絡んでいますね。

○伊藤座長

それは、簡単に言いますと、瀬戸内海の場合は、紀伊水道が上がってくるのと豊後水道が上がってくるのが、瀬戸内海の中のどこかで相乗的に働いてしまうと。そうじゃないんですか。

○首藤委員

それは余りありませんね。やはり入口が小さいものですから、入ってくるものが瀬戸内海の真ん中辺で出会ってというのは、それは出会うこともあるでしょうが、今までの例では、そうなったときは非常に小さいですね。ですけれども、豊後水道を上がって行って奥のところで、やはり島の周りだけで、本当に島の前というより島の裏側で大きくなるなんていうことが今までの記録にございますね。

○伊藤座長

津波の話になってしまいましたが、伊勢湾台風の報告書について御意見がございましたら。

○首藤委員

大変よく書かれているのですが、187 ページあたりのところをもう少し強調していただけないかという気がするんです。それはなぜかといいますと、これは新聞情報でございますけれども、国土交通省あたりで、これからいわゆる洪水ハザードマップに関連して、そういう危険地帯に家をつくるなら、それに条件をつけようと。そういうための委員会をつくらうと。それに早速出てきた一般の反応は、そこに建てる建物にいろいろな条件をつけるということは、地権者の権利を阻害するものじゃないか。そう簡単にはいかないんじゃないかというような反応が新聞にパラッと出ておりましたけれども、実は、これで見えてわかるように、1600 年以降、どんどん干拓して海に出っ張ったところが、海が荒れたら早速やられたわけですよ。

それで、99 年の 18 号でしたか、松合地区は、もと塩田のところに町営住宅をつくって、しかも、その町営住宅が 1 階建てだったからやられたんですよ。あれを 2 階建てにしていたら、さっさと皆さん、名古屋が条件をつけたように、とにかくある高さより上に逃げ込めるところをつくれれば犠牲者はゼロになったわけです。これからだんだん高齢化社会にもなってきますと、いかに避難命令を伝えるかよりは、高潮・洪水は、津波と違ってものすごく高いところまで上がるということではなくて、せいぜい海面から 5～6 m、地盤からすると 2～3 m。1 階は浸かるけど、2 階、場合によっては屋上に逃げれば命が助かるという例が非常に多いわけです。だから、それをつくっておいた方が、夜の夜中に高齢者が足を引きずりながら逃げるよりは、避難して人命を助けるときによほど役立つと思うんで

す。ですから、居住安全度を高めるための表6の話、これをもう少し、ほかのところも引き合いに出しながら、要するに、避難の命令をどう伝えるかはもちろん大丈夫ですけれども、もう私も年ですから、夜中の1時ごろに「さあ、逃げなさい」とやって、足元のよくわからないところで、しかも、下手をすると最近避難路の途中で下水から水が吹き出しているなどというところがあり得るわけですよ。そんなところを、行ったことのない小学校に逃げるよりは、自分の家の2階に逃げた方がよほど早くて安心できる。それから、この前の新潟水害でも、あれはみんな1階で亡くなっておられるでしょう。2階はやられていないですよ。ですから、やはり危険な場所をどう認識させるか。危険な場所に住むなら、安全な逃げ場所を必ず自己責任でつくっていくというのをやらないと、私は死者ゼロにならないと思うんです。ですから、この辺をもう少し、そんな意味でやっていただけたらうれしいと思っております。

○池谷委員

関連してよろしいですか。

○伊藤座長

どうぞ。

○池谷委員

立派な報告書で本当に敬意を表したいと思いますが、同じことを前回もお尋ねして、土地利用の問題ということでお話ししたところ、名古屋については非常に詳しくよく調べていただいております。例えば187ページで言うと、建築基準法の39条に基づいて名古屋市が条例をつくったというお話が出ています。これを全国で見たら、0m地帯、東京、大阪、それから各地方がどうなっているかという辺のことが何か情報があるのかどうか。あれば書いていただくといいなというのが1つです。

それからもう1つ、建築基準法の39条で防災の条例を名古屋市で入れたということは、名古屋市独自のものなのか、それとも建築基準法の39条での指導があって、こういうものを考えろというのを、平成3年と書いてありますので、そのころにそういう指導があってやったとすると、ほかのところでもそういうことがあるのか。これは、この前のカスリーの議論でもそうだったんですけど、そもそも地盤が低いところにそのまま家を建てたというところもあるわけですよ。だから、もう1つは地盤高をどうしていくか。0mのところはもう少し地盤を上げる議論とか、そういうものもあったのかどうか。

そういう意味では、特に埋立地などは、大小は別として、地盤沈下が非常に起こるわけですので、地盤沈下に対しての調査を定期的にやられるというようなことも書いておいた方がいいのかなという気がするのですが、その辺について全国的にどういう状況にあるのか、もしおわかりならお話しいただいて、できればそういうものを入れていくと、

これがより教訓として生きるかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○首藤委員

全国的に見ますと幾つかありますが、それを今から安田さんのところで全部調べ上げてというのは大変だろうと思いますので、場合によっては、後を引き受けて、洪水も含めて、チリ津波のところでそれを全部書きましようか。ですから、名古屋はきちんと調べていただいておりますので。それから、先ほど安田さんに、条文としてはきちんとされているけれども、パッと見たときにわかりやすい図面というのを昔、建設省の土木研究所がつくったんです。ところが、恐らく安田さんは建築だから、建築研究所だろうと思って建築関係をお調べになったら、そちらに出ていないんですね。ですから、その辺までしていただいて、例えばチリ津波は2カ所ありまして、浜中町と宮城県のシズガワ町だったのですが、シズガワ町は条例をつくる条文までつくったのですが、実はそれが認められなくて、実際には施行されていない。

それから、洪水に関しては、川で2～3カ所そういうのがあります。恐らくそういうのはみんな被害があったときに、その町長さん、あるいは町議会の有力な人がサッとつくったというのでないと、後から追いかけたのは余り成功していないですね。それも、たしかその土木研究所の報告書の中に、そういうものばかりを集めたところがあるんですよ。ですから、今からはちょっと間に合わないかもしれないかなと思っておりますが。それとも、ちょっとお時間をいただければ、私は今月中なら資料を全部お渡しできると思うけれども。

○安田小委員会委員

ありがとうございます。今、池谷先生からも御指摘があったのですが、どうも名古屋市の方から土地規制とかを立ち上げたようです。その経緯は172ページのところに述べています。条例成立の背景等で、人的被害としてはやはり名古屋市が一番大きいものですから、それで市議会の方からこういう土地規制をやる必要があるということが出ています。

それから、今、首藤先生からお話しいただきまして、資料をお借りできましたので余白のところにできるだけ入れるようにしようと思っております。それから、居住安全度を高める部分にも、家屋の鉛直方向の高さを示した図がついています。そういうものをここに入れさせてもらう。そうすると視覚的にわかりやく、浸水でどこまで水がくるかとか、どういう家の構造をしていけば大丈夫なのか、そういうものもわかるようにしていきたいと思っております。

やはり一般の方もこの資料を読まれるだろう。来年はいずれにしろ50周年ですから、そういうときに常にこれを参考にさせていただけると大変ありがたいと思いますし、内閣府としても、こういうことをやられたということの意義があるんじゃないかと思っております。

私の方からは以上です。

○伊藤座長

ありがとうございました。やはりそれぞれの人が、自分が住んでいるところの危険性といえますか、よく私は「災害環境」と言うのですが、災害環境をいかに把握をしておくかというのは非常に大事なことだというふうに思います。今のお話のように、土地利用の変化とか、環境改変というものが非常にバルネラブルな社会をつくり出していつているというのが現状ではないかというふうに思います。

首藤先生、いかがでしょう。例えば津波とか、あるいは高潮に対するハザードマップは全国的には今どの程度つくられているのですか。

○首藤委員

パーセンテージは今すぐには思い出しませんけれども、恐らく津波だと30%ぐらいはいつていると思います。ただ、問題は、そういうものを配りましても、5年たつと、それを覚えて利用している人は10%以下になってしまうんです。単にハザードマップが、ここは浸かりますよ、だから、いざというときはどこへ逃げてくださいという情報としてしか今のところは使われていないんです。そうじゃなくて、ここはこれだけの危険がある。要するに、避難用だけでなく、生活用の危険度マップという認識をきちんと浸透させていかないとだめだと思います。これは、東海地震が言われ始めた昭和50年代の初めでございますけれども、静岡県がどこまで浸水しますよという実績の図面を出したんです。それから半年は出先の土木出張所は大変だった。「こんなものを出してくれると土地の値段が下がるじゃないか。何をしてくれるんだ。」という苦情申込みですね。半年で終わったそうです。そんなことを言っても、これは昔の実情だからしょうがないじゃないのというので押し通した。

その数年後、55年後ぐらいから、当時の建設省も氾濫実績図を公表するようになって、今は氾濫予想図を公表してもどこからも文句はこないという状態になっていますから、そういうものをきちんと自分の生活のベースに取り込んでいくのが、自然と人間の正しい付き合いなんだというのは、もう大手を振ってまかり通ると思います。ですから、そういうこともこういうものを後押ししていただければ、恐らく地方の防災行政担当者は大変楽になると思います。こういうところでこう言っているじゃないのと言え、いろいろな苦情を撃退できると思います。

○伊藤座長

それにしても、報告書を発行する部数が200部では少な過ぎるという問題もありまして。これは報告として、ほかに御意見は。

○清水委員

私、学術、また研究に携わる者でない全くの素人を一般人として本報告書を読ませていただきまして、読み物としても、ハリケーンやサイクロンとの国際的な比較。また、気象や低地分析、さまざまな粗ぐれた読みやすく理解しやすい形になっていたことに改めて敬意を表させていただきたいと思います。

ただ、唯一、いろいろなページ制限等があったことかと存じますが、欲を言わせていただくとすれば、6章の6節、192ページあたりで、被災者のニーズということで、いわゆる生々しい声、そういったものが非常にこの報告書の中には限定されてしまっておられ、赤ちゃんのミルクの問題ですとか、学童の集団赤痢の問題ですとか、そうした50年たつことによって被災者が高齢化して、いわゆる語り部のような方々がどんどん少なくなっていく中、こうした赤ちゃんのミルクや学童の集団赤痢、そういったような細かな生々しい声というのが、本報告書に盛り込まれていないものがまた、ぜひ風化させないで、次のアクションとして、50周年を機にこの報告書がより活用されて、そうした部分に着目できれば幸いかと思いました。非常に優れた報告書であるなど、私、一般人として読ませていただいてありがとうございました。

○伊藤座長

ほかにはいかがでしょうか。

○寒川委員

私の質問は専門の立場からですけれども、台風の浸水域などの被害を見ますと、ひょっとして、ここで大きな地震が起きたときの地盤災害がすごく発達する場所と重なるわけです。なぜ大きな台風がきたときにここで被害が起きるかということは、そこがどういう成り立ちでそういうことになってきたかということと大きな関わりがあるわけで、昔、縄文時代に海であって、もともと海だったところに、ここ数千年間にドッとやわらかい砂がたまってきたし、もともと海だったところに川が延びてきたのだから、それに、埋め立ててますます広くなりますから、川は勾配が緩くなって水害も起こりやすい。そういうふうな災害が起きる背景というのは、地震に関しても、洪水といった災害に対しても同じわけです。そのことをちょっと気にしてこの報告書を拝見していたら、69ページからのところでそのことについてもきちんと触れておられましたので安心しました。その地形の成り立ちについてもある程度書いていただいて、それはありがたいと思いました。

○伊藤座長

ほかにはいかがでしょうか。

○溝上委員

内閣府の方に私の感想を申し上げたいと思いますが、せっかくこのような優れた報告書

が次々出ているのですけれども、実際にどう生かされるというのは、もちろん我々一般市民がこれを読むという事はありますが、政府の方としても、施策を生かしていく上で、例えば今、道路の問題とか、内閣府に言うよりは国土交通省に言った方がいいのかもしれませんが、例えば地震があるという、あるいは災害が多い国柄だということと、それから、アメリカ等からくるBCP（緊急時事業継続計画）、あれはテロを念頭に置いたものですね。日本のBCPは地震を中核にして、そうすると、より我々の安全が高まる。経団連あたりからは、恐らくいずれ、いわゆる国際スタンダードということで、BCPの論理はアメリカからきて、そしてテロを中心にしたものを日本に押しつけてくるのではないか。ちょうどオリンピックで日本の選手が勝ちますと、次のときにはルールを変えて自分たちが勝てるようにするという事も聞きますが、BCPの論理から言いますと、やはりこういった報告書をきちんとつくった上で、政府も、あるいは各政党も、やたらにねじれ現象を起こすだけではなくて、日本が災害大国だということと、それから施策の上でどう生かしていくか。特に私が気になりますのは、日本のいわゆる活力の源泉である企業等がBCPというようなルールを持ってきて、国際的な売買、投機の対象になってしまう。そうすると、安全性能というか、継承という思想とマッチしなくなってくるんじゃないか。だから、常に我々は災害大国で、我々の国土はいつも揺れ動いているんだというようなことをもう少し内閣府の方から声を大きくして、政治家、特に国会議員に伝えておいていただきたいと思えます。

○伊藤座長

時間も迫ってまいりましたので、伊勢湾台風の報告書については、この後にさせていただきたいと思えます。そこで、本日御発言いただけなかった点とか、あるいは具体的な文章の修正などについては、後日、事務局に文章、あるいはeメールでもいいかと思えますが、提出していただきたいと思えます。それから、事務局には、本日御欠席の方の御意見をお聞きいただくようお願いをいたします。本日いただいた御意見、あるいは本日欠席された方からの御意見については、私の方で預らせていただきまして、小委員会座長の北原委員、あるいは各報告書の主査などと協議をいたしまして、必要な修正を加えて本調査会の報告書として公表いたしたいと考えておりますが、それではよろしゅうございませうでしょうか。

ありがとうございました。それでは、よろしければ、そのように取り計らいます。

そのほか、今も溝上委員から内閣府への御注文がありましたけれども、この調査会の全体に関わることなどで特に発言しておきたいという方がございましたらお願いしたいのですが。

○平野委員

特にというほどのちゃんとした意見であるかどうかはあれですけれども、今年は「源氏

物語千年紀」で源氏 54 帖が華々しく各方面でいろいろな形で伝えられていますが、それにも負けず劣らず、多分、後世に残る報告書のすばらしいシリーズになると思うんです。これをどのように専門家の方以外の方にも興味を持ってもらい、伝えていくかというのはとても大切だと思っております。この資料 1 でいただいた専門調査会についての説明、2 の（2）に「義務教育から生涯学習に至るまであらゆる機会を通じた活用を図り、教訓の継承に資する。」とあって、活用の例で、例えば小中学生の副読本等に再整理とありますが、この部分はとても大切じゃないかと思うんです。今、伊勢湾台風の報告書もとても整理が私たち素人にもわかりやすく、本当におもしろくというか、興味深く読ませていただけるのですが、では、果たして私がこれを読んでから子どもにどんなふうに話そうかなというときに、ちょっと戸惑ってしまうところがあります。そこで、これから配布・公表という段階に入るときのこと、今からももしかしたらイメージをもう持たれているのかもしれませんが、同時並行して進めていただけたらと思っております。

以上です。

○伊藤座長

では、鳥巢参事官の方から、先ほどの溝上さんのことに対しても含めてどうぞ。

○鳥巢参事官

では、時間も迫っておりますので、ごく手短にお答えさせていただきたいと思えます。

先ほどの溝上委員の御意見、すべてなかなか受けとめ切れないところもあるのですが、1 点、BCP の件でお話をさせていただきますと、実はBCP については、既にISO で国際標準化が進められておまして、その中でリスクファクターをどういうふうに捉えるかというのは、各国によっていろいろ事情が違いますので、先生がおっしゃるように、例えばアメリカですと、やはりテロみたいなものを想定した色彩になりがちですけれども。ただ、イギリスをはじめ、日本も含めて、当然、参画してこの話の議論を利用しているのですけれども、その中で自然災害というのを大きなリスクファクターとして取り上げておりますので、標準化の過程の中でも見られるように、決してBCP の話がテロ一辺倒になるということはないように我々も注意しておりますし、一生懸命そういう方向でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと、今、平野委員からおっしゃられた今後の普及の話についてでございますけれども、当初、このプロジェクトがスタートしたときの説明にもありますように、いかに災害教訓を国民全体の資産として後世に継承していくかというのが一番の主眼でございましたので、1 つは、報告書自体を一般の人にわかりやすく読んでいただけるような形にさせていただくということで、委員の先生方におかれましては日頃から腐心いただいております、大変すばらしい報告書になっているのではないかと思います。それを受けとめまして、今後、我々がどういう活用をしていくかということにつきまして、今、我々は国民運動というこ

とで、こういった災害について国民の意識啓発を広く高めていこうということを行っております。その中で、これまで必ずしも十分に満足いくような形で活用できなかった面もあると思いますが、これから引き続きいろいろな工夫をしていって、こういうすばらしい内容の報告書をできるだけ多くの国民にリーチしていくようにしていきたいというふうに思っております。

ただ、既に先生方の方でも大変御尽力いただいております、例えば昨年11月でございますけれども、1990年の雲仙普賢岳噴火に関しまして、火山都市国際会議がございましたが、そこで伊藤先生にも御出席いただいて、そこで雲仙普賢岳噴火に関する報告書の話をしていただいておりますし、また、同じ昨年5月でございますけれども、善光寺地震につきまして地元長野県でフォーラムを開催しております、そこでもまた伊藤先生に御出席いただきましてこの話をしていただくような形で、こういった形でいろいろやってきておりますけれども、引き続き我々のホームページの中でも、もっとわかりやすい形にしたもの、例えば小学生・中学生が読めるようなものに少し簡単にしたようなものを用意するとか、いろいろな工夫があると思います。あるいは、例えば9月に防災フェアをやったりというような大きなイベントもございますので、その中でこういった個々の報告書ではなくて、もっと報告書を横断的に扱って、テーマを決めて、いろいろな教訓について一般の人にお話しするような機会を用意するとか、いろいろな工夫があると思いますので、今後引き続き私どもの方でこれを一生懸命活用できるように検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤座長

多くの報告書がもう既に発刊されてきたわけですが、先ほどから話に出ておりますように、部数も多くありませんし、それから、報告書によってはかなり専門的な記述なども見受けられますので、一般の方がストレートに読むのはちょっと難しいという面もなきにしもあらずということになりますと、やはり一般向けに何かライトできるような、そういった出版物も将来考えていかなければいけない。これは内閣府の仕事じゃないかもしれないかもしれませんが、余りそれを言うとおまえ、やれと言われてしまうかもしれないですが、そんな点でもお手伝いできれば、私個人としてもそんな思いを持っております。

全体について、ほかにはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これで閉会をしたいと思いますのですが、最後に加藤政策統括官の方から一言御挨拶をお願いいたします。

○加藤政策統括官

それでは、お礼を申し上げたいと思っております。終了に当たって恐縮でございますが、私、昨年の7月に防災担当の政策統括官に就任させていただきました、すぐ台風4号がござい

まして、その後すぐ中越沖地震がございました。その後、いろいろ被災者の生活再建支援対策ということですとずっとやってきておりまして、防災行政に携わるのは初めてなわけですが、その時々新しい経験をさせていただいて非常に感謝しておりますが、本日はまた、過去の災害教訓に学ぶということで、こう言うのは何ですが、非常に新しい気持ちで今日の議論を拝聴させていただいております。

今日は「1959 伊勢湾台風」ということで報告書をおまとめいただいたわけですが、その過程で、今日も各委員の先生方がおっしゃられていましたように、大変読みやすいといえますか、普通の方々に読んでいただいても十分理解していただけるような内容ということで、非常に気を配っていただいて、御苦労いただき、報告書を取りまとめたいただいたということではないかということで、非常に感謝をいたしております。これは、ひとえに御指導に当たっていただきました伊藤座長はじめ、本調査会の委員の先生方、それと北原委員、安田主査をはじめ、皆様方の本当に御労苦の賜だということで、改めて重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

この報告書をおまとめいただきましたことになるわけですが、この使い方をどうするんだということでいろいろ御議論をいただき、これについても御議論いただきましたが、先ほど私どもの鳥巢参事官の方からお話いたしましたように、できるだけ広く、多くの人にこういう過去の災害で得られた教訓を共通の認識として頭の片隅に常々持っていていただきたい。機会あるごとにPRして、皆さんに考える場を提供し続けていきたいというふうに考えております。確かに調査部数は200部で少ないんじゃないかとか、あるいはホームページで見るとも、なかなか動機づけが難しく、本当に必要な人が見ただけかどうかとか、それから一歩進めて、それが具体の施策にどうつながっていくのか。各施策については、これも先ほど来お話がありますように、個別の建築行政に係りますこと、あるいは都市計画行政に係りますこと、あるいは公共施設の整備・あり方、公共施設の整備をどうするかといったこととか各般にたるとございまして、これらについては、一般の国民の方だけでなく、関係省庁にも私どもとしてずいぶん働きかけをしていかないと、報告書として取りまとめて出してPRをしますというだけでは現実的にはなかなか一歩も前へ進めない。効果が期待できるほど上がってこないという側面が、防災行政というのは、起こってみてから皆さん反省するのですが、起こる前にはなかなか本気でやっただけじゃない。そういうつらさがあるものですから、そういうこともいつも頭に起きながら、私どももできる限り各方面に働きかけを続けていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御支援方、賜りたいと思います。

最後の最後になりますが、引き続き次年度以降も御審議をいただくということになっております。本日も、調査の進捗状況の御報告がございましたけれども、第3期で取りまとめる災害の調査も本格化してまいりますので、これは本当は年に1～2回開催していただいて、今日のような大変ありがたい議論を聞かせていただければと思うのですが、先生方に御執筆いただく関係もあって、年に一度ぐらいの開催しかできないことを大変申しわけ

なく、先生方に御無理をして開催させていただいているという実情もございまして、そういうことでなかなかうまく取り運びもできませんけれども、引き続き先生方には御協力をお願いして、私の御挨拶とさせていただきたいと思います。

今日は、長時間にわたりまして御議論いただきまして、本当にありがとうございました。よろしく願いいたします。

○伊藤座長

ありがとうございました。

それでは、本日の専門調査会での議論はこれで終了として、事務局の方にお返しいたします。

○鳥巢参事官

伊藤座長、本当に長時間ありがとうございました。

それでは、次回の日程につきましては、後日、事務局の方から再度調整させていただきたいと思います。

それから、資料が大部になっておりますので、送付を御希望される委員の方は封筒の表にお名前をお書きいただいて机の上に置いていただければ、また後ほどこちらの方からお送りさせていただきたいと思います。

本日は、大変長時間にわたり御審議ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の専門調査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。